

対象案件	広葉交流センターの指定管理者制度導入について
意見募集期間	平成 29 年 4 月 15 日(土)から平成 29 年 5 月 15 日(月)まで
担当部署(問合せ先)	広葉交流センター 電話 011-373-2801
意見提出件数	意見提出者数 3 人
	意見提出件数 11 件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>指定管理者の選定に当たっては、市民が気軽に集うことができ、市民に親しまれ、使いやすい、地域のまちづくりに貢献できる施設になり得るような選定になることが必要である。</p> <p>指定管理者の導入により、「行政サービスの向上」、「更なる民間の能力や創意工夫を取り入れる」としているが、それには、具体的な予算裏づけや選定に当たっての方針が必要である。それがなくては、効率性だけが強調され、業務的ノウハウや施設運営費用の削減だけを重視するような選定になってしまうことが懸念される。</p>	<p>指定管理者の選定に当たっては、市民等で構成する選定委員会において募集要項や選定基準等の審議を経て進めていくこととしており、最終的には、予算も含めて議会で審議をいただくこととなっています。</p>
<p>施設には、エコミュージアムや学童クラブなどが入っているが、指定管理者とそれらの事業との関係はどうなるのか。</p>	<p>広葉交流センターは、エコミュージアムセンター、学童クラブ及び児童センターが併設されており、それぞれ教育部及び保健福祉部が事業の運営を行っていますが、指定管理者制度導入後も導入前と同様の運営を行う予定です。</p>
<p>現在ほとんど使用されていないグラウンドをどのように使用していくのか。改善の方向は指定管理者に任せるのか。</p>	<p>グラウンドは、多目的スペースとして利用していただいておりますが、現状を踏まえ、今後の利用のあり方等について、市の課題として参りたいと考えています。</p>
<p>体育館以外の施設稼働率が低い。サークル活動の育成や文化教室、イベントなどの実施を指定管理者に行わせることになるのか。</p>	<p>広葉交流センターは、市民の皆さんに利用していただく貸室等がメインの施設ですが、指定管理者に応募する事業者等による自主事業の提案を積極的に提案をいただく仕様を検討しているところです。</p>
<p>業務が遅い、事務的、対応が良くないなどの声を耳にするが改善されるのか。</p>	<p>ご指摘の内容については、指定管理者制度導入後はもちろんですが、今後指摘されることのないよう努力して参りたいと考えています。</p>

<p>長期継続利用予定団体から1年ごとの予約ができないか、毎回使用する用具の置き場所がなく不便などの意見があるが、改善できないか。</p>	<p>使用許可申請の受付は、広葉交流センター条例施行規則に基づき、市民の方は3月前からとしており、他の施設との整合性も考慮し、現行のまま継続したいと考えています。また、用具等の保管につきましては、保管場所の関係から重量を制限して預かることとしています。</p>
<p>エコミュージアム2階のカフェスペースが使用されていない。施設内で一番景観の良い場所であるが、広く市民に使われているイメージが薄い。</p>	<p>エコミュージアムセンター2階のカフェスペースは、教育委員会が管理運営する「知新の駅」のビジターホールの一部です。ビジターホールは、本市のあらましやエコミュージアムを紹介する部屋とされていますが、眺めがよく飲食可能なことから、サークル等の休憩や待ち合わせのほか、児童生徒や学生などにも利用されています。広葉交流センターを利用される方々への利用案内については、エコミュージアムセンターと協議してまいりたいと考えております。</p>
<p>指定管理者制度の導入に際しては、効果として把握しやすい経費削減ばかりに注目せず、地域住民が当事者として係わることを通じて、「多くの市民が利用できるように多様な機能を持たせ、複合的に施設を活用する」、「地域の人々に親しまれ、気軽に集まれるような地域コミュニティの場として活用を図る」等の活用の基本的な考え方を実現できる指定管理者制度の導入を希望します。</p>	<p>指定管理者の選定にあたっては、市民等で構成する選定委員会において、管理運営効率だけではなく、応募する事業者等の提案内容が「施設の設定目的を理解し、施設の効用を最大限に発揮するものとなっているか」などの総合的な評価を行い、候補者を選定することとしています。</p> <p>また、応募する事業者等には、施設に親しみを持ってもらうことを目的に実施する自主事業の提案を積極的に提案をいただく仕様を検討しているところです。</p>
<p>北広島市指定管理者候補者選定委員会は、8人の委員中4人が市職員となっています。これでは市の意向が強くなる恐れがあるため、果たして選考の公平性・透明性を確保することができるのでしょうか。内部委員(市職員)は出来る限り少人数(1~2名)が望ましいです。</p> <p>そこで、選考委員については、公平性を保つために以下の方々から選任することを基本とすることを提案したい。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公的施設運営等に関して知識を有する学識経験者(大学教員等) (2) 団体の財務状況の審査が可能な方(公認会計士、税理士等) (3) 「北広島市広葉交流センター」の利用者代表 (4) 公募によって選ばれた市民 (5) 「北広島市広葉交流センター」に隣接する自治会からの推薦者 	<p>指定管理者の選定につきましては、北広島市指定管理者候補者選定委員会を設置し選定しています。委員の選定につきましては、学識経験者・市職員で構成した委員9名以内で組織することとしています。(北広島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第9条10条)</p> <p>平成29年度の指定管理者候補者選定委員につきましては、透明性・公平性を確保するため、申請当事者の利害関係者を除いた学識経験者4名(公認会計士、社会保険労務士、自治会代表者、利用団体代表者)の外部委員と、委員長(副市長)・企画財政部長・所管部長(市民環境部長)の7名で構成する予定です。</p>

指定管理者制度においては、施設の管理権限を指定管理者に委任し、市は管理権限を行使せず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う、というのが指定管理者制度の理念であると思います。決められた業務以外はできない、できにくいという縛りを協定書に盛り込むべきではないと考えます。市と指定管理者の関係は委任者と受任者という関係に留まることなく、それぞれの役割を果たすことによって「北広島市広葉交流センター」の設置目的の達成を目指すパートナーであるべきと考えます。協定書等の作成に当たっては、市と指定管理者との関係について以下の4点を十分に考慮してください。

- (1) 対等なパートナーとして認めあい、コミュニケーションを重視する。
- (2) 協定書等によって合意した施設運用に関する目標を共有する。
- (3) 施設運用に関して、柔軟な対応を可能とする。
- (4) 互いの役割分担と責任を明確化する。

市と指定管理者との関係につきましては、ご意見のとおり、施設の管理運営権限を指定管理者に委任し、広葉交流センターの設置目的を効果的・効率的に達成するための対等なパートナーであると考えております。また、協定書・仕様書等により、管理運営に関する基本的な考え方やお互いの役割分担と責任を明確にする予定です。

市のホームページには、「高齢者や子どもたち、子育て世代など、幅広い方の交流拠点・地域の憩いの場として親しまれることを目指しています。」とあります。

指定管理者制度の導入により、効率重視になることが心配です。この願いが継続されることを望みます。

指定管理者の選定にあたっては、管理運営効率だけでなく、応募する事業者等の提案内容が「施設の設置目的を理解し、施設の効用を最大限に発揮するものとなっているか」などの総合的な評価を行い、候補者を選定することとしています。